

そうだったのか

自転車ルールの基本



自転車は道路のどこを
走ればいいのか？

原則、車道の
左側端を通行

例外的に歩道を通行可
13歳未満
70歳以上

歩道では
車道寄りを徐行
歩行者優先！

例外的に歩道を通行可
「普通自転車
歩道通行可」の
標識や標示

例外的に歩道を通行可
交通量が多く
道幅が狭いなど

明石市 交通安全課

2026年4月から
始まる
“青切符”って
どんなもの？





2026年4月1日から自転車の取締りルールが変わります

自転車の交通違反に“青切符”が導入!

青切符とは...

対象年齢
16歳以上

「交通反則通告制度」のことで、比較的軽微な違反に交付されるものです。違反者が青切符の反則金を納付すれば刑事手続きに移行せず、前科がつくこともありません。

交通事故全体に占める自転車が関係する事故の割合は増加しています。

また、自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3に自転車側に法令違反があります。

(令和6年中警察庁調べ)

青切符の導入は、交通ルールを再認識していただき、自転車事故を減少させることを目的としています。

【詳しくはこちらから】



兵庫県 HP
「自転車の交通ルール」



警察庁 HP
「自転車交通安全」



×ながらスマホ

反則金 12,000円

運転中、スマートフォンなどで、通話をしたり画面を見続けたりしてはいけません。

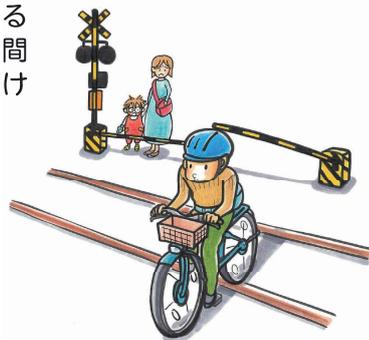
周りに注意が向かなくなり、重大事故につながる危険があります。



×遮断踏切立入り

反則金 7,000円

遮断機が閉じようとしているときや警報機が鳴っている間は、その踏切に入ってはいけません。



×踏切不停止等

【反則金：6,000円】

踏切を通るときは、直前で停止し、安全であることを確認しましょう。

×信号無視

反則金 6,000円

【車道を通行する時】



車両用信号機に従います。

【歩道を通行する時】



歩行者用信号機に従います。

※車道通行中でも「歩行者・自転車専用」信号があれば、この信号機に従う。



歩行者専用

×一時不停止

反則金 5,000円

止まれの標識がある交差点では、停止線の直前で一時停止をし、安全を確かめてから通行しましょう。



自転車の交通事故の原因で最も多いのは、交差点での出会い頭事故です。交差点では標識の有無にかかわらず、安全を確かめてから通行しましょう。



× 右側通行(通行区分違反)

反則金 6,000円



逆走(右側通行)は、車やほかの自転車などと、正面衝突する危険性が高くなります。

自転車は「車のなかま」です。
車道の左側を通行しましょう。

矢羽根(路面表示)



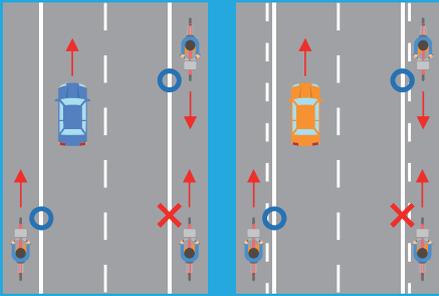
自転車の通行位置と方向を明示しています。表示を目安に車道の左側を通行しましょう。



路側帯の通行ルール



通行できる路側帯

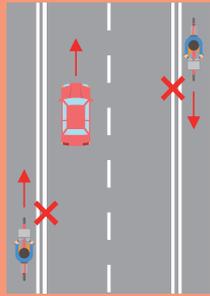


①一般の路側帯
「実線1本」

②駐停車禁止路側帯
「実線と破線」

自転車は道路左側の路側帯(①②)を通行できます。

通行できない路側帯



③歩行者用路側帯
「実線2本」

③は歩行者用なので車道を通行します。

自転車専用通行帯がある場合



自転車はこの部分を通行します。車やバイクは通行できません。

× 歩行者妨害(歩道徐行等義務違反)

反則金 3,000円



歩道を通行できる場合

- ①「普通自転車歩道通行可」の標識  や標示  がある場合
- ②運転者が「13歳未満」「70歳以上」などの場合
- ③連続した駐車車両や道路工事などで車道通行が困難な場合
- ④自動車などの交通量が多く、道幅が狭い場合

！歩行者が多いときや狭い歩道では、自転車を降りて通行しましょう。

歩道では
車道寄りを通行



※歩道は歩行者優先！徐行*しましょう。
(*すぐに停止できる速度で進行)

× 無灯火

夜間はライトを点灯させましょう。

前方の安全確認だけでなく、車や歩行者に自転車の存在を知らせるためです。



反則金 5,000円

× ブレーキ不備等

ブレーキが壊れているけど乗ってもいいよね



反則金 5,000円

× 傘差し運転



反則金 5,000円

× イヤホンの使用



安全運転に必要な音が聞こえない状態で運転してはいけません。

反則金 5,000円

× 横並び走行



反則金 3,000円

× 二人乗り



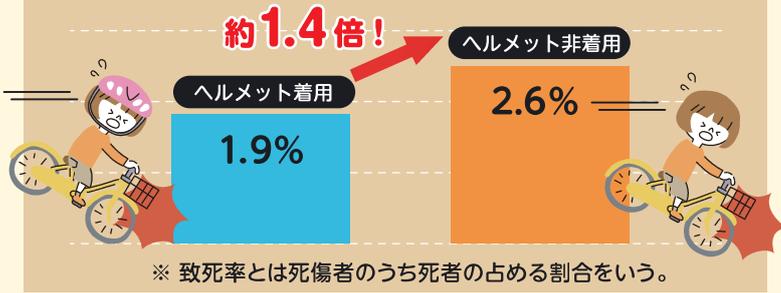
※16歳以上の方が、幼児1人を幼児用座席に乗せている場合などは可

反則金 3,000円

ヘルメットを着用しましょう



自転車乗用中人身損傷主部位「頭部」のヘルメット着用状況別の致死率
(令和2年～令和6年合計) (警察庁資料より)



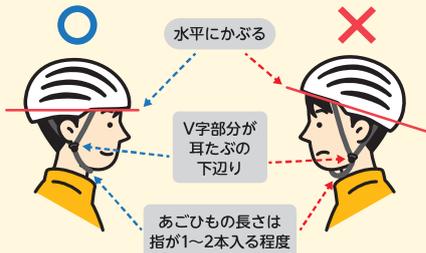
自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方の約5割が頭部に致命傷を負っており、そのうち9割以上はヘルメットを着用していませんでした。

また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約1.4倍と高くなっています。

正しくヘルメットをかぶって、大切な命を守りましょう。

CHECK!

ヘルメットの正しいかぶり方



- ❗ ヘルメットが水平になるようにまゆ毛の上、指1本くらいまで深く、左右均等にかぶりましょう。
- ❗ あごひものV字部分の先端が、耳たぶの下になるように調整します。
- ❗ あごひもはしっかり締めましょう。あごひもの長さは、あごとあごひもの間に指が1~2本入る程度が適切です。



自転車保険に入っていますか?



兵庫県では条例により、自転車利用者は「自転車損害賠償保険等」への加入が義務づけられています。この保険は、自転車事故により他人にケガをさせてしまった場合などに、損害を補償できる保険です。

自動車保険、火災保険、傷害保険の特約として契約することもできます。万が一に備えて、必ず自転車保険に加入しましょう。

自転車事故による損害賠償の例 (東京地裁 平成20年)

高校生が自転車で道路を斜め横断し、向かってきた自転車と正面衝突。対向自転車の運転者は言語機能を喪失するなど重大な障害が残った。

賠償額 約 9,200 万円



もし、事故を起こしたり、事故にあったら・・・

①～③を怠り、その場から立ち去るとひき逃げ事件として扱われる可能性があります。

① けが人の救護 119番

けが人がいる場合は、救護が最優先です。すぐに救急車を呼びましょう。

② 道路上の危険防止

二次災害を防ぐため、自転車は歩道の端などの安全な場所に移動させましょう。

③ 警察への連絡 110番

現場の状況を確認し、警察に届けましょう。

④ 相手の確認

相手の名前、住所、連絡先を確認しておきましょう。

⑤ 保険会社へ連絡

自分が加入している保険会社へ連絡しましょう。



交通安全教室の開催

自転車ルールについての出前講座を開催しています。

詳しくはこちら



明石市 HP
「交通安全教室について」

